

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市成年後見制度利用促進基本計画 修正案
1	計画全体	-	「生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され安心して暮らせるまちの実現」という目的のもと、権利擁護支援の推進が具体的な計画として策定されたことは画期的なことだと思います。 権利を侵害され、守られるべきケースは少なからずあります。関係機関がバラバラに対応するのではなくて、計画的に足並み揃えて対応できる大きな転機になれば、そして計画が積極的に周知されればと思います。 他の計画の中に記載されるのではなくて、個別の計画にしているものも、権利擁護支援の重要性がはっきりと示されてとても良かったです。	本計画の方向性に沿って、成年後見制度を含めた権利擁護支援の更なる推進を図ります。	無	
2-1	-	-	現在の成年後見制度については、利用を躊躇うことが多々あり積極的には、紹介できない状況にあります。 私どもの会は主に知的障害児者をもつ親の会ですが、近年親子共に高齢化して今後のことを考えなければならないのですが、現状の制度には、改善点があり、国の育成会により、要望をしているところです。 まず後見人を認定されると、一生変更出来ないこと。 本人の財産保全を目的に、本人の余暇などに自由にお金を使えないこと。これは財産によって、後見人の報酬額が決まる制度の弊害があります。 後見制度については見直しの議論が始まっており、その都度情報を収集し、関係者および支援者などに通達することを明記いただきたい。 特に障害者の権利擁護を見据えた計画を含んでいただくようお願いします。	成年後見推進センターによる研修会やネットワーク会議の開催を通じ、制度の見直しに関する事項を含め必要な情報の共有、発信に努めてまいります。また、本計画の推進にあたっては、障害者の権利擁護支援を含めた体制整備を図ることとしており、弁護士、社会福祉士等の専門職による既存の会議体により、権利擁護の考え方を共通認識し、安心して成年後見制度の利用が進むよう、成年後見推進センター及び関係機関との連携体制の更なる構築等を進めてまいります。	無	
2-2	P20	(2)成年後見制度等権利擁護支援の推進	成年後見制度を利用する前に考えられる財産管理として、遺言や信託制度、障害者扶養共済制度、個人型確定拠出年金(iDeCo)などがあることも追記してほしい。	遺言については、現在も専門職による相談会として「成年後見・遺言・相続 無料個別相談会」を実施しているため、その内容を追記します。信託制度等については、計画に記載はしませんが、個別の相談があった場合には適切な相談機関を紹介していきます。	有	P20(2)成年後見制度等権利擁護支援の推進①成年後見制度の普及・啓発「加えて保佐類型・補助類型～周知活動も強化していきます。」の後に次のとおり追加します。 また、市民やケアマネジャー等を対象に、専門職等による個別相談会を継続して実施し、遺言・相続と併せて成年後見制度に関する相談に対応します。
2-3	P21	(3)担い手の確保 ②後見活動支援の検討	また、障害者の後見人となっている家族の手続きに関する手続き(収支報告書提出)などで困ったときの支援も計画にいれていただきたい。 ～親族後見の方に意見をきました～ 成年後見制度を始めると、本人が亡くなる迄、事情が変わっても続行しなければならない。10万円以上の購入品等があり、支出する場合は裁判所に申し出なくてはならない。お金を下ろすのも、指定した支店のみでしかお金を下ろす事が出来ない。年に1度収支報告書を提出するが、変わった事項が生ずる場合は、全て内容をコピーして添付したり、文書で連絡する事になっている。なるべく本人のお金を減らさないようにとの事で、保護者が負担する事も多い。	地域連携ネットワークの中で、後見人選任後のチーム支援機能を担うことができるよう、段階的に体制整備に着手していきます。	無	
3-1	P14	基本目標	「権利擁護支援を必要としている方は、～自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことが出来ない場合があります」との記載について、本当にそのとおりだと思いました。そのような方を早期に発見し、支援に繋げていく取り組み・体制づくりが重要だと思います。	権利擁護支援を必要としている方を早期に発見することができるよう、既存の機関や繋がりを活かし、地域連携ネットワークの構築を目指ていきたいと考えます。	無	
3-2	P15	基本目標	判断能力が不十分な人にとって、権利擁護支援チームによる支援を受けられることは、とても心強いことだと思いました。一方で、制度を利用していても、お金の使い方等、本人の希望が第三者から見てあまり適切でないようと思われる場合に、どこまで本人の希望を尊重しながら支援していくのか、非常に難しい問題だと感じました。また、アンケート結果によると、成年後見制度の利用を希望しない方も少なくありませんでしたので、支援が必要であるにも関わらず、制度利用等を拒否されるような方に対してどのように関わり、寄り添い、見守っていくのかも課題になってくるのかなと思いました。	意思決定支援に関する研修や、対応事例の蓄積により、支援者の対応力の向上に繋げられるよう努めてまいります。	無	
3-3	P17	地域連携ネットワークの構築	要支援者やその家族への支援には、専門職や専門機関等による支援のほか、見守り等の日常生活におけるささやかな支援も重要なになってくると思いますので、地域連携ネットワークの構築にあたっては、地域住民や地域の関係者とも連携していくことが重要と感じました。	民生委員・児童委員をはじめとした自治会等地域の関係者を含め、連携体制の構築に努めてまいります。	無	
4	計画全体	-	成年後見推進センターが中心となって実施される制度の周知や個別相談の積み重ねによる連携体制の構築は、これから益々必要とされる権利擁護の支援体制に不可欠のものと思います。この計画に沿って、それらの知見や連携体制を積み重ねていくことを期待します。	本計画に沿って、成年後見推進センターを中心とした連携体制の構築等を進めてまいります。	無	

流山市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市成年後見制度利用促進基本計画 修正案
5	計画全体	-	成年後見制度については、障害者も大きくかかわる制度でありながら障害者支援課などからの意見等も集約できていないと感じます。促進計画できちんと障害者の権利擁護も含めた制度計画を望みます。特に制度がわかりやすく障害者支援の理解ができている人からの意見も聞ける形を望みます。	本計画の策定にあたっては、福祉施策審議会等の開催を通して障害者関係機関の方にもご参加いただき多くのご意見をいただいています。今後更に関係部署の連携を図り権利擁護支援の推進に取り組みます。	無	